



10 社会的取組の状況

機構では、社会的役割を果たすための取組を推進しています。

機構は、「環境分野の政策実施機関として、真に環境施策の一翼を担う組織となる」ことを経営理念に掲げています。そのため、役職員一人ひとりが、環境分野において機構が果たすべき社会的役割を十分認識し、皆様から信頼される組織を目指して、高い倫理観、責任感をもって日常業務に取り組んでいます。

機構の社会的取組の一例として、情報の適正な管理に関する取組、セクシュアルハラスメント防止の取組とそれらの研修の実施、そして職員が働きやすい職場環境を作るための取組についてご紹介します。

■情報の適正な管理に関する取組

・情報漏えいに対する取組

情報漏えい対策として、役職員の執務室に配置するパソコンの更新に際しては、更新後のパソコンには記憶装置を組み込まず、サーバー室で一括管理する方式（シンクライアント）としました。

また、機構が保有するシステムを、不正アクセスの被害から保護するため、ファイアーウォールの更新、情報セキュリティポリシーの見直しを行うなど、適正な管理に努めています。

・個人情報の保護に対する対応

平成17年4月から施行された「個人情報の保護に関する法律」に基づき、「個人情報の保護管理規程」を制定し、個人情報の保護に努めています。平成18年から機構業務となった石綿健康被害救済業務は日常的に個人情報を扱うことから、認定申請書類等は、特に厳重に保管し、管理を行っています。また、個人情報の保護措置を講じた認定・給付システムを構築しました。



■セクシュアルハラスメント防止の取組

機構では、セクシュアルハラスメントにより問題が生じた場合に適切に対応できるよう、機構内で指名されている相談員に相談し速やかに問題に対処できる体制を整備し、セクシュアルハラスメントの防止に努めています。

■研修の実施

役職員を対象に、「環境教育の推進のための環境保全に関する研修」、「コンプライアンス・セクシュアルハラスメント防止に関する研修」、「情報セキュリティポリシー」に関する研修等を実施し、役職員の知識の習得と意識の向上を図っています。



● 職員の健康管理の取組

機構では、職員が健康で安心して働くことのできる職場とするため、法令に基づき一般健康診断のほか、衛生委員会において次のような取組を行いました。

- ・労働安全衛生法の改正を踏まえたメンタルヘルス対策として、「ストレス・メンタルヘルス関連調査」を平成18年度に実施しました。
- ・定期健康診断の結果をもとに、職員の健康面での問題傾向を分析し、必要に応じて産業医の個別指導を行いました。
- ・安全な労働環境が維持されているかどうか、定期的にオフィスの巡視を実施しました。
- ・肥満等の生活習慣病の傾向が見られる職員に対して、生活習慣の改善指導等を行いました。
- ・全職員を対象に、産業医による講演会を開催し、職員の健康に対する意識を高めました。
- ・インフルエンザ流行の予防対策を呼びかけました。

「機構職員の健康管理について」

産業医 高田 礼子 氏

機構の発足とともに産業医を引き受けて4年目を迎えました。機構における「働きやすい職場環境への取組」として健康管理の面から重要なのは、「メンタルヘルス対策」です。

メンタルヘルス対策は、職員個人のストレス対処能力を高めるほかに、各職場におけるストレスを軽減する環境改善も大切です。職場のストレス軽減には、単に仕事の量的負担を取り除くよりも、達成感や裁量権を与える工夫をした方が効果的です。そこで、上司のコミュニケーションスキルの一層の向上が課題になります。

メンタルヘルス不全問題に対して受け身的リスク管理として対応するのではなく、組織として積極的に予防に取組んでいく必要があると考えます。



機構産業医 高田 礼子 (たかた あやこ) 氏
(聖マリアンナ医科大学講師)

● 保安・防災の取組

災害から職員を守るため、年1回オフィスビル全体で実施される防災訓練に参加し、職員で組織された自衛消防隊を中心に、災害時を想定した避難誘導等を行っています。

また、「大規模地震対策措置法」に基づき、地震災害等に備えた災害対策本部設置や緊急時連絡体制等を明記した「地震対策実務マニュアル」を整備しています。

さらに、職員全員に「非常持出品セット」と防災用ヘルメットを支給するなど、万一の大災害に備えた職員の安全確保に努めています。

また、日常の職員の安全対策として、ビル管理会社と協力したセキュリティカードによる入館管理や、身分証による入室制限などを行っています。



11 皆様とのコミュニケーション

機構は皆様とのコミュニケーションを大切にしながら業務を行っています。

機構は、環境分野の政策実施機関として、皆様に広く事業内容をご理解いただくとともに、業務の更なる改善を図るべく、皆様との様々なコミュニケーションを大切にしています。

この「環境報告書 2007」を、機構のステークホルダーを代表してお二人の方に読んでいただき、ご感想やご意見をお聞きしました。

川崎市環境局長 丸山 學氏に聞く

■□——「環境報告書 2007」をお読みいただいた感想は？

特集1のエコドライブコンテストでは、12ページで佐川急便（株）川崎店さんが環境大臣賞を受賞されたことが取り上げられていますが、実はこのことがきっかけとなって、川崎市も市長の指示のもと、全面的にエコドライブに取り組むことになりました。平成19年2月に、関係団体の皆さんと「かわさきエコドライブ推進協議会」を設立し、また3月22日には「かわさきエコドライブ宣言」を行いました。6月末の時点で、エコドライブ宣言登録者数は事業者・個人合わせて6,000件を超え、また11月の「エコドライブ月間」には、各種のイベントが計画されています。川崎市がこうしたエコドライブ推進の施策を実施している時期に、機構の環境報告書の特集記事としてエコドライブが取り上げられたことを喜ばしく思います。

■□——特集記事は今回の報告書の特徴の一つとなっています。その他の記事はいかがでしょう？

特集2の緑地事業の中で触れられていた「循環林」の考え方については、CO₂固定の手段として有効だと思います。緑地は地球温暖化対策のみならず、ヒートアイランド対策などにも効果的であり、大変素晴らしい事業だと感じました。

機構は今後も、今回の特集記事で取り上げられているような、地球温暖化対策に関する事業を推進して欲しいと思います。

また、オフィスにおける環境配慮の取組についての記事も興味深いものがありました。川崎市でも庁舎から出る廃棄物の実態の把握と削減に向けた対策を実施していますが、廃棄物の分別等について全国共通の指標ができれば、他の自治体や企業との比較も容易になると考えています。そうした比較可能な基準作りも、国の機関である機構に取り組んでいただきたいと思います。

■□——今後機構に期待することは？

機構と川崎市は、以前から公害健康被害補償業務や大気汚染の調査事業などの公害健康被害予防事業を共に協力して進めてきましたが、機構の本部が川崎市に移ってからは、より身近にご一緒させていただく機会が増えています。

今後も環境に関わる事業について、機構と連携して取組んでいきたいと思っています。



丸山 學（まるやま まなぶ）氏

昭和47年 川崎市公害局（当時）入所。水質汚濁対策、自動車環境対策に長く携わり、ディーゼル車対策を推進。現在、川崎市環境局長。

■□——「環境報告書 2007」をお読みいただいた感想は？

日本の会社の環境報告書は、内容こそきちんと漏れなく書かれていますが、その反面、どこの会社のものも代わり映えがなくて、面白くないという欠点もあります。「環境報告書をきちんと読むのは、エコファンドの投資家と卒論のテーマに行き詰まった大学生だけ」という悪口を言う人がいます。どうせ作らなければならないのであれば、専門家や大学生以外の人たちにも手にとってもらえるものが良いと思います。その点で、この環境報告書は特集記事の掲載などもあって、面白い報告書をめざす努力がされていると思います。

外部の方の声をもっと多く載せたら、さらに良くなったと思います。たとえば、地球環境基金助成事業についての海外の現地からの声や、エコカーワールド来場者の感想、緑地事業で造成された公園の利用者の声などです。こうした方々の生の声をコラムのような形で紹介すれば、より面白い報告書になるのではないかと思います。

■□——昨年の「環境報告書 2006」に寄せられたご意見を踏まえ、読みやすさには特に注意を払いました。その他にお気づきの点はありますか？

法律や行政の専門用語がまだ多いように思います。もう少しややわらかく分かり易い表現にする余地があるのではないかと感じました。「分かり易さ」と「専門性」のバランスは、どういう読者を想定するかで違ってくると思いますので、誰を読み手とするかを、しっかり見据えて編集することが、環境報告書を作る上で重要だと考えます。

■□——次回の環境報告書に期待することは？

私は国際協力の研究を行っているので、機構の仕事の中では、地球環境基金事業に興味があります。環境報告書でもっと実例報告を取り上げて頂ければ、海外での環境保全につながる実績もアピールできるのではないのでしょうか。関心を持つ方も多いと思います。

この環境報告書は、外部に委託せずに機構の職員の方々が独自に作成されているとうかがって感心しています。今後も若い人の感性を生かした、楽しい報告書になるよう期待しています。



藤倉 良（ふじくら りょう）氏
理学博士（インスブルック大学）。九州大学助教授、立命館大学教授などを経て、現在、法政大学人間環境学部教授。
著書に『環境問題の杞憂』（新潮新書）、訳書に『生物多様性の意味』（ダイヤモンド社）など。

川崎市環境局の丸山局長からは、川崎市がエコドライブ活動を推進するきっかけになったのが、機構が主催するエコドライブコンテストで市内の事業者が受賞したことだとうかがって、非常にうれしく、かつ光栄に思いました。

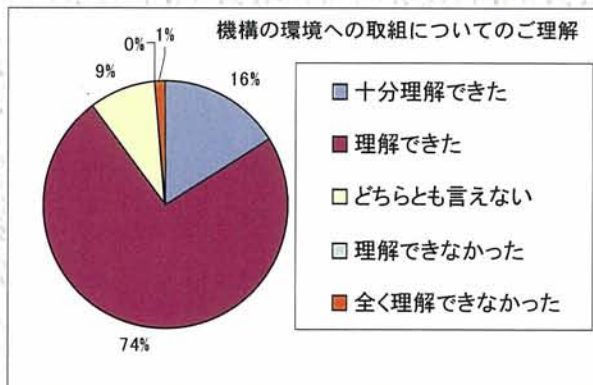
法政大学の藤倉教授からは、今回の環境報告書を評価していただいた上に次回の環境報告書についてのご助言をいただき、大変参考になりました。

お忙しい中貴重なお時間を割いてインタビューに応じていただいたお二人には、この場を借りて改めて御礼を申し上げたいと思います。

昨年機構で作成した「環境報告書 2006」は、平成 19 年 7 月末までに約 1,500 部を配布し、また機構ホームページ上に掲載した環境報告書のアクセス数は約 3,000 件となっています。

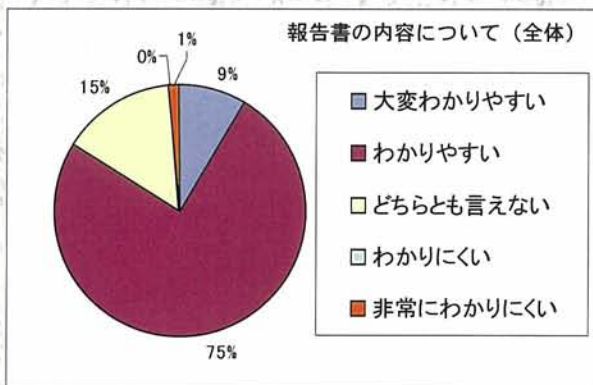
ここでは、「環境報告書 2006」に対して読者の皆様からお寄せいただいたアンケートの回答結果と、そのご意見を今回の「環境報告書 2007」の編集に際してどう反映させたかを紹介します。

(回答者数：68 人 内訳：①企業・団体の環境担当者：4 人 ②国・地方公共団体関係者：55 人
③医療関係者：2 人 ④その他：7 人)



問. 環境再生保全機構の環境への取組についてご理解いただけましたか。

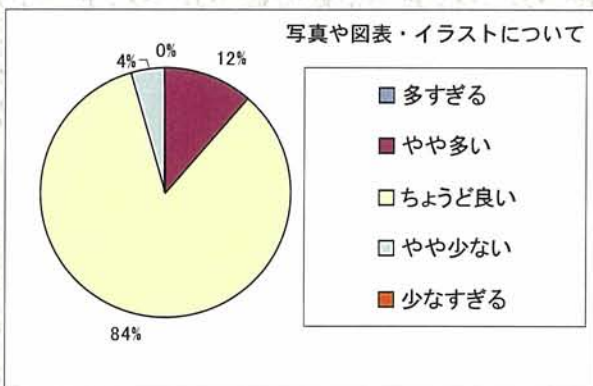
全体の約 9 割が「十分理解できた」または「理解できた」との回答でした。このことから、おむねご理解を得られる内容であったと考えています。



問. 環境報告書の内容について、どのようにお感じになりましたか。

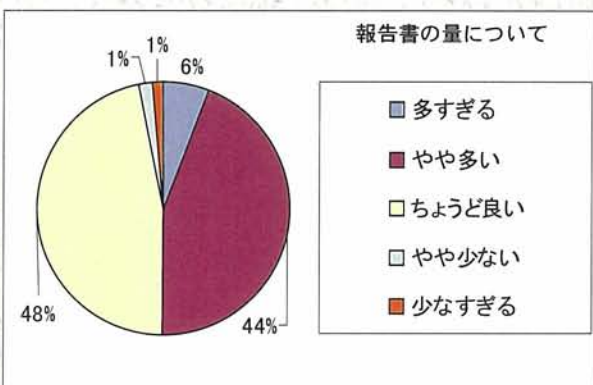
《全体について》

全体についての感想は、「大変わかりやすい」「わかりやすい」との回答が 8 割以上であり、全体としてわかりやすい報告書であったと考えております。



《写真や図表・イラストについて》

写真や図表・イラストについては、「ちょうど良い」との回答が全体の 8 割以上を占めています。読みやすさを意識して写真や図表を多く使用しましたが、「ちょうど良い」との評価をいただき、今回の報告書でも適切な写真・図表の使用を目指しました。



《量について》

量については、「ちょうど良い」と「多い」(「やや多い」+「多すぎる」)との意見が、ほぼ半々となる結果でした。この結果を受けて、今回の報告書では全体のページ数を減らし、全体としてコンパクトにまとめるよう努力しました。

環境報告書の作成にあたって

この環境報告書は、機構の各部より選出した編集委員からなる「環境報告書 2007 編集委員会」が中心となって作成いたしました。

参照ガイドライン

- ・環境省「環境報告書ガイドライン（2003年度版）」
- ・環境省「環境報告ガイドライン～持続可能な社会をめざして～（2007年版）」
- ・環境省「環境報告書の記載事項等の手引き」（平成17年12月）

主な関連公表資料

- ・独立行政法人環境再生保全機構ホームページ（<http://www.erca.go.jp/>）
- ・独立行政法人環境再生保全機構パンフレット
- ・平成18年度業務実績報告書

上記資料は、独立行政法人環境再生保全機構ホームページからもご覧いただけます。

次回発行予定 平成20年9月

環境省「環境報告書の記載事項等の手引き（平成17年12月）」対照表

「環境報告書の記載事項等の手引き」の項目	本報告書の該当ページ
〔1〕事業活動に係る環境配慮の方針等	P5
〔2〕主要な事業内容、対象とする事業年度等	P2～4、P6～11、P14～19、P22～24、P26～36
〔3〕事業活動に係る環境配慮の計画	P37
〔4〕事業活動に係る環境配慮の取組の体制等	P38
〔5〕事業活動に係る環境配慮の取組の状況等	
総エネルギー投入量	P39（電気使用量の削減）
総物質投入量	P40（用紙類の使用量の削減）
水資源投入量	P40（水道水使用量）
温室効果ガス等の大気への排出量	
化学物質の排出量・移動量	
総製品生産量又は総商品販売量	
廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量	P41（分別回収の徹底）
総排水量	
輸送に係る環境負荷の状況	
グリーン購入・調達状況	P43
その他の環境配慮の取組	P42
〔6〕製品・サービス等に係る環境配慮の情報	P25、P28
〔7〕その他	
コミュニケーション	P12～13、P20～21、P46～48
規制の遵守状況	P44～45

本環境報告書の発行にあたり、記載内容の信頼性を高めるために、作成部署から独立した立場にある監事（伊藤一秀、浅野一磨）による評価を実施いたしました。監事より示された意見は、以下のとおりです。

独立行政法人環境再生保全機構「環境報告書 2007」への監事意見

平成 19 年 9 月 13 日

○伊藤監事の意見

1. 評価の視点

「環境報告書 2007」において、環境分野における政策実施機関である機構がどのような業務を実施しているかの情報の理解容易性及び業務の実施にあたっての環境配慮取組への適切性の観点から、評価を行いました。

2. 手続きの内容

定期監事監査における業務監査を踏まえるとともに、環境省「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き[改訂版]」を参考にして実施しました。

3. 評価結果

1) 環境保全を目的とする機構の各業務が図表を使い分かりやすく説明されていました。特集や関係者及び職員の声を載せることで、業務への一層の理解促進と分かりやすくしようという工夫が見られます。今後は、法律用語をわかり易くする工夫やさらに各業務の環境保全への貢献度などもわかるようなデータ掲載を期待します。

2) 業務の実施にあたっての環境配慮のための基本方針、取組体制、取組の経年実績値が示され、適切に環境配慮への取組が行われています。社会的ニーズに対応して、情報の適正な管理など社会的取組の状況の記載が入りました。項目・情報・指標についてはまだ検討の余地はありますが、今後とも適切な情報提供を期待します。

3) 昨年に引き続き、職員が横断的に集まり、職員自身の手で環境報告書を作成したことは、機構及び各自の業務理解や環境問題の関連・広がりを知る上で有用と考えます。このような報告書作成の内部機能を今後とも重視するとともに、外部機能である社会とのコミュニケーションに、このツールのさらなる活用を期待します。

○浅野監事の意見

当機構は、旧環境事業団から引き継いだ緑地整備事業が、平成 18 年度に完成した富士西公園を最後として終了したことに伴い、環境負荷に直接的な関連を持つ事務事業は、いわゆるデスクワークを除けば、保有する車両がないことも含めて、ほとんどない実情にあります。

しかし、当機構は、環境問題に直接起因する公害健康被害補償業務及び予防事業、石綿による健康被害救済業務、また、地球環境基金等による環境保全活動を行う民間非営利団体に対する助成・振興事業等を主たる業務としています。このようなことからこの報告書は、それら環境問題と深い関係のある業務の実施状況について、環境負荷軽減にも最大限の配慮を払いつつ、着実な成果を上げていることを中心として記述されています。この点においていわゆる「環境報告書」とは趣を異にする面があることは否めないが、読者の皆様には、当機構が環境問題を直接担当する国の機関であることをご理解の上、この報告書をお読みいただければ幸いです。

編集後記

私ども独立行政法人環境再生保全機構では、昨年に引き続き、構成・執筆からデザインまで、職員自身の手で環境報告書を作成し、公表しました。昨年の「環境報告書 2006」については、多くの皆様からご意見・ご感想をお寄せいただき、ありがとうございました。

この「環境報告書 2007」の編集にあたっては、平成 19 年 2 月から 9 月までの間に、各部の職員から構成される「環境報告書 2007 編集委員会」を 15 回開催し、議論を重ねて作業を進めました。

今回の報告書では、「より読みやすく、より分かりやすい報告書」を目指し、写真・図表を多く使用し、また全体の分量を少なくして、可能な限り記載内容が見開きで完結するように工夫しました。さらに、機構の業務の中から読者の皆様の関心が高いと思われるものを選び、改めて取材を行って、特集記事を作成しました。

また、外部の方とのコミュニケーションを図るように努めました。エコドライブ特集記事でインタビューに応じていただいた館内端様と佐川急便株式会社の木下仁志様ならびに小槻博文様、緑地事業特集の座談会に参加いただいた平野侃三様と清水一雄様、職員の健康管理の取組に関するコラムを執筆いただいた産業医の高田礼子様、ご多忙の中、環境報告書を読んでいただき、ご意見・ご感想をいただいた丸山學様と藤倉良様には、この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

読者の皆様が、この報告書を通じて当機構の取組に少しでも関心を持っていただければ幸いです。ご意見・ご感想、あるいは機構の活動へのご提言など、皆様からのお声をお待ちしております。

「環境報告書 2007」編集委員会

委員長	能登 幹雄		
副委員長	柳橋 泰生		
委員	赤城 加洋	小林 大	
	齋木 雅恵	佐藤 康夫	
	白石 哲次	杉崎 浩和	
	中村 真悟	西村 鮎美	
	村岡 千秋	吉澤 境	



表紙イラスト：環境再生保全機構作成

「健康管理カレンダー2007年」より

健康管理カレンダーは、ぜん息予防や早期の健康回復のための健康管理に継続的に取り組んでもらうきっかけとすること等を目的として作成され、地方公共団体が行う健康相談事業や機能訓練事業等の参加者などに配布しています。

独立行政法人 環境再生保全機構



報告対象組織

本環境報告書は、独立行政法人環境再生保全機構の全組織の環境配慮の取組等について報告しています。

本部	〒212 - 8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミュージア川崎セントラルタワー	電話 044 - 520 - 9501
大阪支部	〒530 - 0002 大阪府大阪市北区曽根崎新地一丁目 1 番 49 号	06 - 6342 - 0780
富士建設事務所	〒417 - 8601 静岡県富士市永田町一丁目 100 番富士市役所内	

建設譲渡事業の施設整備終了に伴い、平成 18 年度末に富士建設事務所は廃止しました。

報告対象期間

平成 18 年度（平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月）についての取組を中心に掲載しました。

環境報告書は、下記ホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス：<http://www.erca.go.jp/>

2007 年 9 月発行